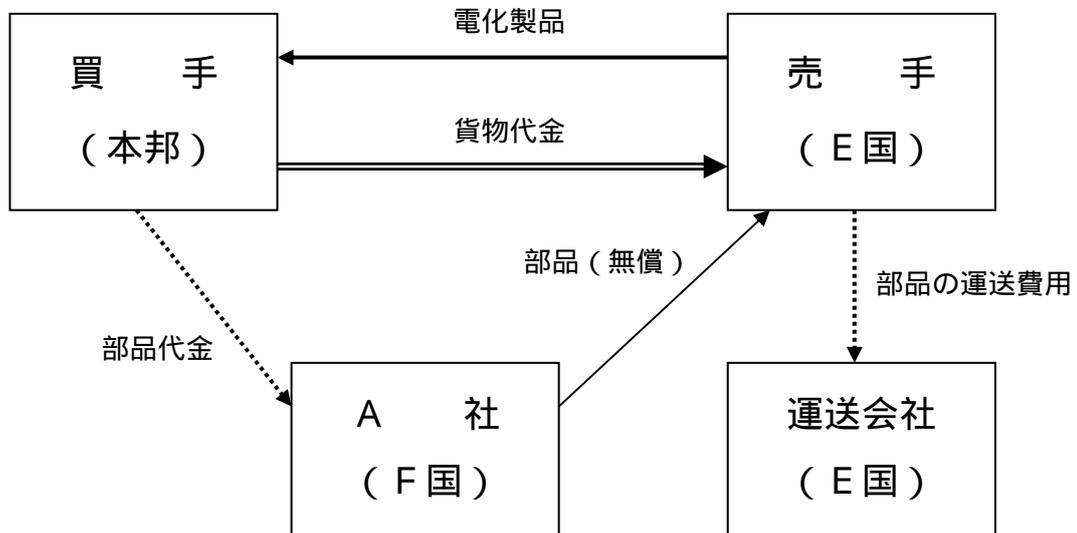


27. 売手が負担する輸入貨物の材料の運送費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から電化製品を購入（輸入）します。

当社は、当社と特殊関係にないF国所在のA社から購入した部品を、輸入貨物の生産に使用するため売手に無償で提供しています。

この部品の提供にあたって、当社はA社に部品代金を支払いますが、売手との取決めにより、その部品をA社から売手まで運送する費用は、売手が運送会社に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、売手が運送会社に支払う部品の運賃の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供した部品は、「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当し、その部品に要する費用の額を現実支払価格に加算する必要がありますが、売手が運送会社に支払う運送費用は現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、輸入貨物の現実支払価格に含まれていない限度において、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その物品に要する費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされており、買手がその物品を提供するために要した運賃、保険料その他の費用を負担したときには、それらの費用を上記の通常要する費用に加算した額がその物品に要する費用の額とされています。

上記の取引において、貴社（買手）は、A社から購入した部品を売手に無償で提供していますが、部品を提供するために要した運賃を負担しておらず、売手が負担していますので、その運賃は既に輸入貨物の現実支払価格に含まれているものとして取り扱うこととなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項第2号

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）